

令和5年度

第2回飯田市土地利用計画審議会・第2回飯田市都市計画審議会

日時：令和5年11月15日（水）14：00～

場所：飯田市役所 C311・312・313 会議室

1. 開 会

14時00分

○松平 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第2回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を開会いたします。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を担当いたします、地域計画課の松平と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。委員の皆様事前に配りました資料は「事前配布資料1から2」までの2種類です。また、本日お配りしました資料は、「会議次第」、「審議会委員等名簿と座席表」、「諮問書の写し」、「当日配布資料1」でございます。資料に不足などございましたら事務局までお申しつけいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

2. 新任委員の紹介 及び 任命書の交付

○松平 会議に先立ちまして、今回、新たに審議会委員としてご参画いただきます方をご紹介します。

飯田市農業委員会から、「宮崎 光由」委員が推薦され、任命いたしました。任期は他の委員の皆様と同様に、令和5年12月14日までとなりますので、よろしくお願いいたします。

任命書の交付につきましては、すでに宮崎委員の机にご用意させていただいておりますので、恐れ入りますがご確認をお願いいたします。議席番号につきましては、前任の方の番号とさせていただきます。以上、新任委員の方のご紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

3. 理事者あいさつ

○松平 それでは、開会に先立ちまして、佐藤市長よりごあいさつを申し上げます。

○佐藤市長 皆さん、こんにちは。本日は、今年度2回目となります土地利用計画審議会それから都市計画審議会ということで委員の皆様方には大変お忙しいところ、また今日は大変寒い中ということになりましたけれども、お集りをいただきましてありがとうございます。

ます。また、日頃から皆様にはそれぞれの立場で飯田市の土地利用あるいは都市計画につきましてご理解とご協力をいただいておりますことを感謝申し上げたいと存じます。

新たに委員に任命された宮崎様には、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この場をお借りしてですが、大貝会長と高瀬委員に対しまして、長年にわたり本審議会の運営にお力添えをいただいたことに感謝するというこゝで、10年委員を務めていただきましたので、今年9月29日に市政功労賞を授与させていただきました。長年お世話になりました本当にありがとうございます。また引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日、次第にありますように、審議をお願ひしたいのは2つの案件ということでございまして、特定用途誘導地区の決定、それから都市計画下水道の変更という2点でございます。後ほど諮問をさせていただきますのでご審議をお願ひしたいと思ひます。すでに勉強会の形で内容についてはご議論いただいているところですが、本日諮問のうえ審議ということでございますのでよろしくお願ひいたします。

また、協議事項ということで、都市計画公園の見直しについて引き続きご協議いただきたいと思ひます。前回もご説明しておりますが、本日また引き続きご協議をいただきたいということでお願ひをしております。

このようなことにつきまして、後ほど事務局から説明をさせていただき、ご議論いただきたいと思ひます。

本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(審議会について)

○松平 ありがとうございます。

本日は、飯田市土地利用計画審議会と飯田市都市計画審議会を同日開催させていただいております。

土地利用計画審議会は、国土利用計画、土地利用基本方針、景観計画、緑の基本計画等に関する案件についての審議、都市計画審議会は、都市計画に関する案件についての審議となりますが、両審議会の審議内容が重複することがございますので、基本的には本日のように同日開催とさせていただいておりますので、ご了承のほどお願ひいたします。

(会議の成立について)

○松平 ここで委員の出席状況につきましてご報告いたします。

土地利用計画審議会委員 13名のうち9名、都市計画審議会委員 22名のうち18名の皆

様にご出席いただいております。両審議会とも委員総数の半数以上の出席をいただいておりますので、飯田市土地利用計画審議会条例第7条第2項及び飯田市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立している旨をお伝えいたします。

なお、鈴木委員、高瀬委員、白子委員、早川委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。また、本日は専門委員の皆さまにもご出席をお願いしておりますが、浅野専門委員、上原専門委員からあらかじめ欠席のご連絡をいただいております。

また、吉田委員の代理で菊池副所長に、丹羽委員の代理で保科リニア活用・企画振興課長に出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

4. 会長あいさつ

○松平 それでは、次第に従いまして、大貝会長よりごあいさつをお願いいたします。

○大貝会長 会長の大貝です。本日はよろしく願いいたします。毎回ですけれども委員の皆様におかれましては、土地利用計画審議会そして都市計画審議会両方の委員としてご尽力いただきまして大変ありがとうございます。また、新たに審議会委員となりました方におかれましては、審議会メンバーとして大変お世話になりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

先ほど市長からもお話がありましたように、本日、諮問事項は2件、それから協議事項が1件であります。諮問事項の件につきましては、本日、皆さんのご意見を伺って、一定の結論を得たいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○松平 大貝会長ありがとうございました。

5. 諮問

○松平 これより諮問に入らせていただきます。

委員の皆さまには、諮問書の写しをお配りしておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

本日の諮問は2件でございます。

1つ目は飯田都市計画特定用途誘導地区の決定について、2つ目は飯田都市計画下水道の変更についてとなります。どちらも飯田市が決定する案件でございますので、後ほどご審議をお願いいたします。

それでは、佐藤市長は前のほうへお願いいたします。

○佐藤市長 飯田市都市計画審議会会長、大貝彰様。飯田都市計画特定用途誘導地区の決定（市

決定) についての諮問。このことについて、都市計画法第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。1、諮問の目的、飯田都市計画特定用途誘導地区の決定(市決定)、2、諮問の内容、別紙のとおりということで資料をお配りしております。まずはこの件についてよろしくお願ひいたします。

同じく飯田都市計画下水道の変更(市決定)について諮問。このことについて都市計画法第 21 条第 2 項において準用する第 19 条第 1 項の規定に基づき次のとおり貴審議会の意見を求めます。1、諮問の目的、飯田都市計画下水道の変更(市決定)、2、諮問の内容は別紙のとおり。よろしくお願ひいたします。

6. 諮問事項

○松平 それでは、以降の進行につきましては、大貝会長にお願ひいたします。

○大貝会長 それでは 6 番の諮問事項に入ってまいりたいと思いますが、会議に先立ちまして、事務局より会議録の公開について説明があるようですのでよろしくお願ひします。

○松平 本日お配りいたしました会議次第の裏面をご覧ください。飯田市の附属機関の会議内容の概要につきましては、飯田市情報公開条例第 3 条第 2 項の規定により公表することとしております。その際、公表用の会議録には委員全員の同意が得られた場合に限り、発言した委員の氏名を記載するものとしております。本日の会議録における、委員の氏名の公開について同意いただけるかお伺ひいたします。

○大貝会長 ありがとうございます。では、説明がありました会議録の公開の同意について、ご異議がなければ公開をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

ありがとうございます。特になしと認めます。それでは、会議内容の公表にあたっては、発言された委員の方の氏名もあわせて公表することにいたします。よろしくお願ひいたします。

○大貝会長 それでは引き続きまして、6 の諮問事項に入ってまいりたいと思います。

まず、諮問事項の「(1) 飯田都市計画特定用途誘導地区の決定(市決定)について」、事務局より説明をお願いします。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内と申します。審議事項の説明に入る前に、今年の 6 月 30 日開催の審議会の勉強会で説明させていただきました内容を、私から概要ということで、再度説明させていただきます。こちらについてはお手元の資料はございませんので、スクリーンをご覧いただきたいと思います。こちらの資料については、国土交通省が公開している特定用途誘導地区についての資料になります。

特定用途誘導地区とは、都市の再生を図るため、医療施設や福祉施設、また商業施設などの立地適正化計画で定めた都市機能誘導区域に位置付けている誘導施設を維持・誘導するべく都市計画で定めることができる地区となっております。

これまでの都市計画では「規制」の手法が一般的でしたが、立地適正化計画により「誘導」の手法を新たに用いることができるものとなっております。

こちらの制度は、都市計画法第8条に定められている地域地区の中の一つで、「都市再生特別措置法第109条第1項」に基づく制度となっております。

立地適正化計画に位置付けている都市機能誘導区域内で、都市計画に特定用途誘導地区を定めることで、誘導施設を有する建築物について容積率や用途制限を緩和することができる制度でございます。

それでは担当より審議事項の都市計画案の内容について説明させていただきます。

○鞍馬 地域計画課の鞍馬です。よろしくお願いいたします。私からは、飯田都市計画特定用途誘導地区の決定案についてご説明させていただきます。事前配布資料No.1をご用意ください。

資料についてのご説明になりますが、事前配布資料1の表紙をめくっていただき、1ページ目が都市計画決定を行う内容、種類、面積、誘導すべき用途などを示した計画書となっております。2ページ目は、今回都市計画の決定を行う理由や、決定に伴う基準を記載している理由書となっております。そして、3ページ目に都市計画決定を行う箇所を飯田市の都市計画図の中で示している総括図となっており、4ページ目の資料は、都市計画決定を行う具体的な位置を示した計画図となっております。最後の5ページ目は、都市計画の決定に必要な手続きのこれまでの経過及び予定を記載している資料となっております。

それでは、資料1ページの計画書についてご説明いたします。都市計画決定の種類は、「特定用途誘導地区」、都市計画決定を行う地区の面積は「約1.3ha」。こちらは、資料の4ページ、計画図を見ていただくと分かりやすいと思います。計画図では、緑色のラインで立地適正化計画に位置付けている都市機能誘導区域を示しております。この都市機能誘導区域の中に、今回都市計画決定を行う箇所を赤いラインで示しており、既存の医療施設の敷地、こちらは飯田病院の敷地を設定しております。

資料1ページにお戻りください。次の建築物等の誘導すべき用途については、「病院（二次・三次救急医療機関）」としております。「二次三次救急医療機関」の位置づけについては、スクリーンをご覧ください。こちらは、長野県の救急医療体制が記載されて

いる資料になります。今回決定を行う区域にある既存の医療施設は、真ん中のところにある「二次救急医療機関」となります。こちらは救急車により直接搬送されてくる、または初期救急医療機関から転送されてくる救急患者への初期診療と応急措置を行い、必要に応じて入院治療を行う医療機関となっており、飯田市の都市機能集積区域内には現在1施設、飯田病院が立地している状況となっております。また、「三次救急医療機関」については、飯田市には現在1施設、市立病院が立地しております。

資料1ページにお戻りいただき、続きからのご説明となりますが、建築物の容積率の最高限度につきましては、「別表第1のとおり。」としており、別表は下段にございます。こちらの別表に記載のある $V = 3V_c / (3 - R)$ の公式は、都市計画運用指針によるものでありまして、「高層住居誘導地区等における容積率の最高限度の算出方法」と同様のものでございます。この公式に定められている数値を入れていくと、緩和可能な容積率が求められるようになっております。今回決定を行う区域は、用途地域により現在、容積率は200%となっておりますので、例えば、誘導すべき用途として定めている「病院」の部分が建物全体を占めている場合に、容積率は200%から300%へ緩和されることとなります。また、「病院」の部分が建物の半分を占めている場合については、200%から240%に緩和されるというように、誘導すべき用途、今回は病院になりますが、そちらが対象の建物を占めている割合によって緩和する容積率の数値が変わってきます。

計画書の中央に都市計画決定の理由について記載がありますが、2ページの資料で詳細に記載しておりますのでご覧ください。それでは、都市計画決定の理由ですが、飯田市では、令和2年4月1日に公表した「いいだ山里街づくり推進計画」、この計画は「飯田市版立地適正化計画」となりますが、この計画における中心拠点の都市機能集積区域内において、立地を誘導すべき都市機能の増進を図るための施設（誘導施設）として医療施設（二次三次救急医療機関）を位置付けており、将来にわたって当該施設の立地の維持・誘導を図っていく方針としております。このため、都市再生特別措置法第109条第1項の規定に基づき、中心拠点の都市機能集積区域のうち、当該施設の立地の維持・誘導を促進する必要がある区域について、現行の用途地域と整合を図りつつ、飯田都市計画に特定用途誘導地区を決定するものとしております。

1の決定の基準とありますが、こちらには、(1)で決定する区域の要件を記載しております。(2)は決定する区域の基礎となる用途地域となります。そして、(3)は、決定する地域地区及び内容を記載しております。今回、決定を行う区域は、すでに医療施設（二次救急医療機関）が立地しており、中心拠点及びその周辺の住民サービスの維持

向上に向けて、今後の医療機能の拡充が予定されております。当市の立地適正化計画とも整合が図られていることから、当市のまちづくりとして取り組むものでございます。

次に3ページの資料についてご説明いたします。こちらは、都市計画図において、今回の都市計画決定を行う位置を明示したものになっております。こちらの区域を拡大して詳細にしたものが、次の4ページの計画図になります。

次の資料5ページには、今まで行ってきた都市計画決定に向けた手続きの経過及び今後行う手続きの予定について記載をしております。手続き経過についてご説明いたします。令和5年4月28日に長野県との事前協議を完了し、地元説明ということで令和5年7月3日に羽場地区まちづくり委員会で説明をさせていただいております。その後、市民意見募集ということで、令和5年7月7日から8月7日にかけてパブリックコメントを実施しております。こちらのパブリックコメントにおいては、特に意見はございませんでした。8月16日には、都市計画を決定する地区である羽場地区の地域協議会に意見聴取を行い、「意見なし」との報告をいただいております。その後、都市計画決定案の公告縦覧を行い9月8日から9月21日まで計画案の縦覧を行いましたが、縦覧の期間が1日不足していたため、長野県と相談し、都市計画の透明性を確保するという観点から、再度縦覧に供することとして、10月17日から10月30日まで再縦覧を行っております。縦覧及び再縦覧での意見はございませんでした。都市計画決定の現在の手続き状況につきましては、本日諮問した案について、令和5年10月25日に都市計画法第19条に基づく長野県知事への本協議を行い、令和5年11月6日に内容について「異存なし」との回答をいただいております。本日の都市計画審議会での諮問・答申を経て、11月中に都市計画決定をしていきたいと考えております。説明は以上となります。

○大貝会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明を受けましたので審議に移りたいと思います。いつものようにまず、質問等を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺いたいと思います。それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。発言にあたりましては、氏名を告げてから発言をお願いします。

前回勉強会という形で一度説明していただいて、少し意見はございまして、質問等もありましたけれども、今日改めてこの特定用途誘導地区の決定ということでお諮りしているところですが、いかがでしょうか。ご質問がなければご意見でも構いません。

(発言する者なし)

○大貝会長 それでは、ご発言がないようですので、予定の時間より少し早いですが「飯田都市計画特定用途誘導地区の決定(市決定)について」、お諮りしたいと思います。飯田市

都市計画審議会として、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することにご異議ございませんか。

(発言する者なし)

○大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、「飯田都市計画特定用途誘導地区の決定(市決定)について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。ありがとうございました。

○大貝会長 それでは引き続き諮問事項「(2)飯田都市計画下水道の変更(市決定)について」、事務局より説明をお願いいたします。

○関島下水道課長 下水道課の関島と申します。6月末の勉強会の際にもご説明させていただきましたが、飯田都市計画下水道の変更に至る経緯につきまして、ご説明をさせていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。

現在、下水道事業では、令和3年3月策定の「飯田市下水道ビジョン」の経営方針に基づきまして事業を推進しております。

このビジョンは、持続可能で健全な下水道事業の構築を目的とした計画で、3つの運営方針と3つの施策の柱のもと、具体的な施策を定めております。

施策の柱の1つであります「計画的な施設管理」の中で、具体的施策の1つに「処理方法や施設の統廃合を含めた持続可能な下水道事業のあり方を検討する」こととしております。

近年の人口減少、また水需要の減少など社会情勢も変化し、流入汚水量など、建設当時の計画どおりになっていない状況がありますので、施設運営を含め、効率的な下水道経営が図れるよう、令和3年度に「飯田市下水道処理施設統廃合計画の全体方針」を策定し、その中で最優先に検討することといたしました特環竜丘処理区と農集下殿岡地区の統合について、昨年度、具体的な計画を個別統廃合計画としてまとめました。

今年度から、その個別計画に基づき事業を進めてまいりますが、都市計画に定める特定環境保全公共下水道竜丘処理区の「区域を拡大する」こととなりますので、飯田都市計画下水道の変更を行いたいとするものです。

具体的には、担当係長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○遠山 下水道課下水道整備係の遠山と申します。よろしくお願いいたします。それでは私の方から飯田都市計画下水道の変更について説明させていただきます。事前配布資料のNo.2をご覧ください。

まず、資料についてご説明させていただきます。事前配付資料の1ページ目が飯田都市計画下水道の内容、名称、排水区域、下水管渠、その他の施設を示した計画書となります。続いて2ページ目は、今回の都市計画下水道が変更となる理由書となっております。見開きの3ページ目は新旧対照表となります。続きまして4から5ページ目につきましては、都市計画の変更に必要な手続きの経過及び予定を記載している都市計画策定の経緯の概要となっております。続きまして6から8ページは特環公共下水道事業の竜丘処理区における経緯表となります。最後に、9から11ページ目につきましては、飯田市公共下水道の全体計画を示した計画図となっております。

それでは事前配付資料の3ページの見開きをご覧ください。新旧対照表を記載してございます。右側の欄に旧と記してありますが、現在の計画です。左側の欄に新と記してありますが、こちらが変更案となっております。1の下水道の名称、3の下水道管渠、4のその他の施設につきましては変更はございません。

2の排水区域でございますが、資料9ページの計画図をご覧ください。前方のスクリーンは9ページを投影したものになります。赤で着色された農集下殿岡地区を、ピンクで囲われた特環竜丘処理区へ編入し、竜丘処理区とします。編入する区域については、現在の下殿岡農集排組合員敷地と農集排組合に未加入の宅地、雑種地、白地農地の約47haになります。

続きまして、汚水処理面積ですが、現在、特環竜丘処理区の汚水処理面積は約213haですが、農集下殿岡地区の約47haを編入することから、変更後は約260haとなります。

戻っていただいて、資料4ページをご覧ください。都市計画策定の経緯の概要について記載しております。審議会にお諮りする前の手続きといたしまして、昨年度竜丘地区および下殿岡地区の方に統廃合の計画について地元説明を行い、ご理解をいただきました。今年度に入り、7月7日から8月7日までの1ヶ月間、パブリックコメントを実施し、特に意見はございませんでした。8月には、飯田市都市計画法施行条例第10条に基づき地域協議会の意見聴取として、関係する伊賀良および竜丘地域協議会に意見聴取を行い、「意見なし」との報告をいただいております。9月8日から9月21日まで、計画案の縦覧を行い、また、10月17日から10月30日まで再縦覧を行っております。再縦覧の経過につきましては、地域計画課の先ほどの案件と同様となっております。縦覧および再縦覧で意見はございませんでした。今回諮問を行う変更案については、令和5年9月25日に都市計画法第19条第3項に基づき、長野県知事協議を行い、11月6日付けで異存ない旨の回答をいただいております。本日の都市計画審議会での諮問・答申をい

ただき、11月中に都市計画決定する予定となっております。

以上のとおり計画の概要を説明いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

- 大貝会長 ありがとうございます。ただいま、説明を受けましたので審議に移りたいと思います。先ほどと同様、まずご質問を出していただいて、その後、この件についてご意見を伺うことといたします。それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思っております。質問等がなければご意見を伺えればと思っておりますが、いかがでしょうか。

少しでも気になるようなことがあればぜひ質問していただきたいと思っておりますが、よろしいですか。前回勉強会という形で、いくつかご質問も出ていたと思っております。

(発言する者なし)

- 大貝会長 それでは、特にご質問ご意見ないようですので、「飯田都市計画下水道の変更（市決定）について」、お諮りします。飯田市都市計画審議会として、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することにご異議ございませんか。

(発言する者なし)

- 大貝会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。

よって、「飯田都市計画下水道の変更（市決定）について」は、諮問のあったとおり決定することが適当である旨、答申することとさせていただきます。ありがとうございます。

- 大貝会長 答申書の文面につきましては、ご一任いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

7. 協議事項

- 大貝会長 それでは、諮問事項は以上ようになります。続いて、7番目の協議事項に入ってまいりたいと思っております。

協議事項「(1) 都市計画公園の見直しについて」、事務局より説明をお願いします。

- 今村 地域計画課の今村です。私からは、飯田市の都市計画公園の見直しについてご説明をさせていただきます。当日配布資料1をお手元にご用意ください。資料の右下にスライド番号がありますので、まずスライド1をご覧ください。

これまで、審議会の勉強会といたしまして、令和5年2月の審議会では、都市計画公園の意義や役割について、また、6月の都市計画審議会では、それら都市計画公園について、現状どのような課題があり、今後どのような見直しを行っていくのかという点を

ご説明させていただいてきました。今回は、更にもその続きといたしまして、都市計画公園の見直しの考え方や、具体的な手順等についてご説明をさせていただきたいと思えます。

それではスライド2をご覧ください。前回もお示しさせていただきましたが、都市計画公園の見直しにあたっては、まず「見直しガイドライン」というものを初めに作成いたします。ガイドラインには、都市計画公園の見直しに向けての基本的な方針や方法を記載することとなりますが、作成にあたっての基本的な考え方をこのスライドの囲み部分に記載しております。1点目、見直しの対象とする公園は、未着手又は未開設区域の存在する公園とする。2点目、「必要性」「実現性」「代替性」の3つの視点から評価・検証を実施する。3点目、評価・検証の結果により、「存続候補」「変更候補」「廃止候補」に分類する。4点目、社会情勢の変化を踏まえた、選択と集中による計画的な都市計画公園の整備となるよう、また、そのうえで都市公園条例、緑の基本計画に定める、市区域内の公園目標面積が確保されるよう、総合的な見直しも行う。5点目、新たに都市公園として管理すべき公園の検討も同時に行う。以上の5点を踏まえた見直しガイドラインを作成し、そのガイドラインに基づき、見直し方針（案）を作成していく事となります。

都市計画道路の見直し方針の例となりますが、スライド7をご覧ください。都市計画公園の見直しにおいても、最終的にはこのように存続、変更、廃止候補といった方向性を一覧で整理し、示していくこととなります。このようなものが、見直し方針となります。

それでは、もう一度戻っていただき、スライド3をご覧ください。今回の見直しの対象となる公園について、少し詳しくご説明をさせていただきます。公園と一言でいっても、外観上は同じような公園であっても、管理上であったり、法律上の扱いであったりが実際には異なっておりまます。飯田市に設置されている公園を大きな括弧で分けさせていただくと、「都市計画公園」と「その他の公園」という分けになります。開設済みとなっている都市計画公園は全部で37箇所、139.44haとなっており、その他の公園は全部で58箇所、19.24haとなっております。

スライド4をご覧ください。今回の見直しの対象となる公園を図で示させていただきます。見直しの対象となる公園は、「都市計画公園」に該当するもので、その中でも、①の長期未着手であったり、一部未開設のままとなっている公園を見直しの対象とし、見直しガイドラインに則り、存続、変更、廃止の振り分けを行っていきま

す。振り分け後、その振り分けを基に、都市計画公園見直し方針（案）を作成します。見直し方針（案）によって、変更、廃止候補となった公園については、関係する地区において、住民説明会などを実施し、住民との合意形成がなされた公園から順次、都市計画の変更を行う形となります。

②と③の公園につきましては、見直しガイドラインによる検討とは別となりますが、今後、見直しが必要となってくる公園となります。

まず、②の「今後、都市公園として維持、管理を行っていくべきという公園」につきましては、現在はその他公園という扱いとなっておりますが、今後、公園としての適正な維持管理等を続けていくためにも、公園長寿命化計画の対象となる都市公園となるように、総量、配置等を考慮しつつ総合的な判断を行い、都市公園への追加を検討します。

③の「整備済みだが、個別で課題を抱える公園」についても、こちらは今回行おうとしている、見直しガイドラインによる評価・検証の対象とはせず、必要に応じて、適宜、都市公園法等の規定に従い、個別の課題に対して対応をしていきます。

ただいま①②③と、課題のある公園についてご説明させていただきましたが、今回ご説明をさせていただいている都市計画公園の見直しにおいては、①を喫緊の課題と捉え、見直しガイドラインに従って見直しを進めることを主な目的としております。また、①の見直しと並行して、②のその他公園の都市公園への追加についても検討を行い、必要な公園については追加を行っていきたいと考えております。

ページが飛びますが、スライド8をご覧ください。

まだ叩き台の段階ではございますが、見直しガイドラインの一部となる、未着手、未開設区域を含む公園の見直し評価フロー（案）となります。上から、対象公園の選定、必要性の検証、実現性の検証、代替性の検証と流れていきます。詳細についてはこれからとなりますが、検証する際の評価方法等をガイドラインで定め、概ねこのような順序でそれぞれの公園の検証を行っていかうと考えております。

戻っていただいて、スライド6をご覧ください。今後の流れについてご説明をさせていただきます。現在は、公園の現状把握、課題整理を行いつつ、見直しガイドラインの作成を並行して進めております。前回の勉強会において、本日の勉強会で、見直しガイドライン（案）を提示するというスケジュールをお伝えしておりましたが、未整備公園の現状把握、課題整理の部分で時間が掛かってしまっているため、ガイドラインのまとめまでには、もう少しお時間をいただきたく思います。見直しガイドライン作成後は、見直し方針（案）を作成し、関係する地区の皆様とよくご相談させていただきなごらま

とめ、パブリックコメント、地域協議会等を経て、土地利用基本方針（都市計画マスタープラン）に位置付ける手続きを行います。その後、このマスタープランに基づき、個別公園ごと、それぞれ住民説明会等を実施し、合意形成が図られたものから順次、都市計画の変更を行っていく形となります。これらの手続きは全て令和6年度以降を予定しております。以上が、都市計画公園の見直しについての説明となります。

○大貝会長 ありがとうございます。ただいま、説明がありました「都市計画公園の見直しについて」、皆様からご質問等を受けたいと思います。先ほどまでと同様、質問の後ご意見という順番で進めたいと思います。それでは、ご質問等がありましたらご発言をいただきたいと思います。

○大貝会長 今日説明があったのは、見直しガイドラインはこんな考え方でガイドラインを作っていきますよ、というのが1つですね。見直しの対象となる公園というのはこういう公園ですよ、という説明が2番目にあったかと思います。そして最後に、今後の流れとしてはこういう手順でガイドラインを作成し、見直し方針を作っていきますよと。大雑把に言えばそういうことだったかと思いますが、いかがでしょうか。何か質問やご意見はございますか。

○大貝会長 それでは私から少し質問をさせていただきますが、資料6ページの今後の流れのところについて、この都市計画審議会に諮問事項か協議事項か、どのような形になるかわかりませんが、都市計画審議会にあがってくるのは、このフローでいうとどこの段階になりますでしょうか。

○牧内地域計画課長 地域計画課の牧内です。この流れでいきますと、現在進行中の次の段階、見直し方針（案）の作成というところがございますが、ここは勉強会という形で、こういった形で整理しましたというところを提案したいと思っております。実際審議会の方で諮問をかけたいと思っておりますのがその下の2つになります。土地利用基本方針（都市計画マスタープラン）への見直し方針の位置付けと、都市計画の変更、この2つについては諮問させていただいて答申をしていただくという予定で考えております。

○大貝会長 はい、わかりました。これはもう令和6年以降になる予定だということですね。

○牧内地域計画課長 そうですね、見直し方針（案）が現在進行中ということで今やっておりますので、時期については何年度というのは今のところ言えませんが、随時手続きを進めていきたいと考えております。

○大貝会長 わかりました。ありがとうございます。

○大貝会長 そのほかご質問があればお受けしますが、よろしいでしょうか。特にこの審議会

の場でなくても、事務局に問い合わせいただければわからないことについては、事務局の方で答えていただけたと思いますのでよろしくをお願いします。

本日はご意見ありませんでしたが、引き続き審議会としてこの件について協議を進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○大貝会長 以上をもちまして、今日のすべての協議が終了しましたので、私から事務局にお返ししたいと思います。よろしくをお願いします。

8. その他

※特になし

9. 閉 会

○松平 ありがとうございます。それでは、閉会にあたり、佐藤市長よりご挨拶申し上げます。

○佐藤市長 本日は大変お忙しいところありがとうございました。

先ほど審議事項としてご審議いただきました2つの案件につきましては、答申をいただきました後に、年内に都市計画決定をするといったスケジュールで進められるようにしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

これまでも少しお話に出てきていましたが、委員の皆様の任期につきましては、12月14日ということ一旦終了となります。引き続き委員をお願いする方も多いかと存じますけれども、これまで任期中にご審議をいただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。次もお願いする方もいらっしゃると思いますが、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。以上で今日の審議会は終わりでございます。どうもありがとうございました。

○松平 これをもちまして、令和5年度第2回飯田市土地利用計画審議会及び飯田市都市計画審議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。

閉 会 14時50分